

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	札幌市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/mynumber/index.html

執行機関名 札幌市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		札幌市個人番号利用条例 別表1 第10の項 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法第1条	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)にもとづく介護老人福祉施設サービス等の利用者のうち、特に低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して、当該サービスの提供を行う社会福祉法人等が介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点から利用者負担額を減額する場合に、その負担した額が本来受領すべき利用者負担額の一定割合を超えた社会福祉法人等に対して札幌市が交付する補助金の基準及びその手続きについて定め、もって介護保険の円滑な実施を確保することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業実施要綱